

港湾計画の施設計画・土地利用計画（案）について

第1回検討会で議論した主な施設計画と土地利用計画の方向性を基に、港湾計画に位置づける施設計画・土地利用計画（案）などを以下の通りとする。

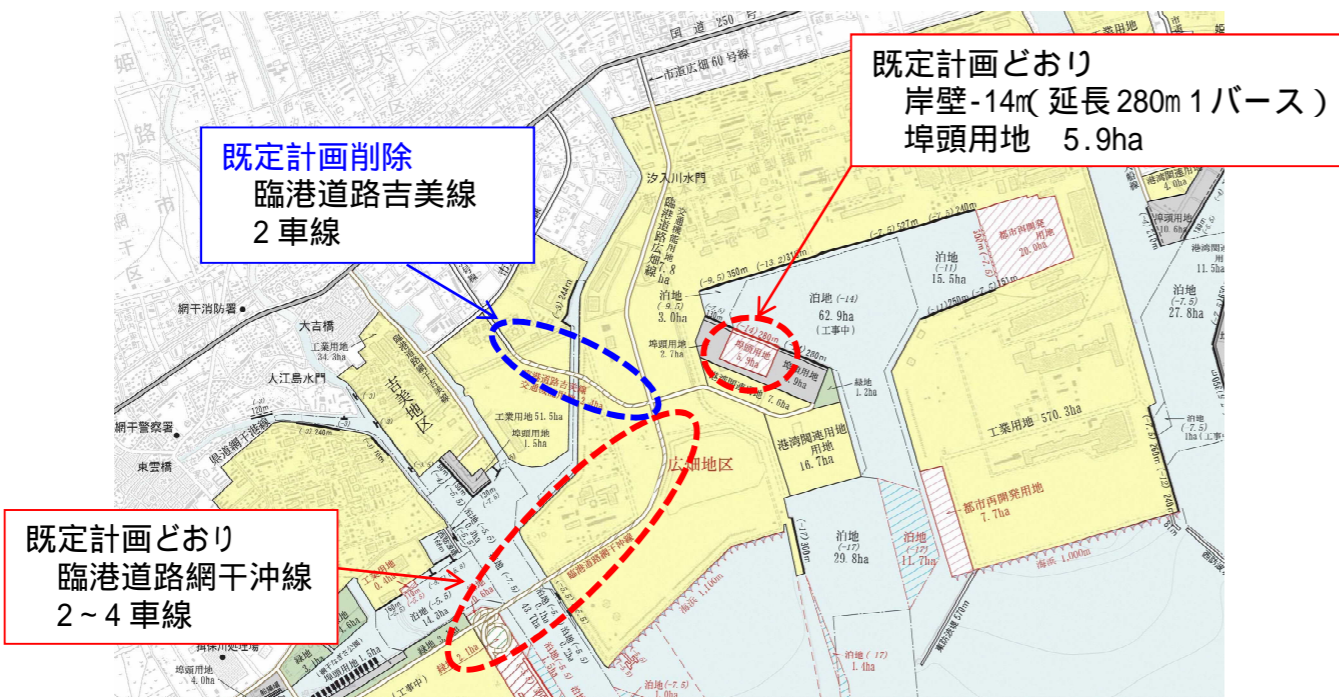
1. 物流・産業

(1) 主な施設計画と土地利用計画

主な施設計画と土地利用計画の方向性 第1回検討会 資料3	港湾計画への反映	施設計画・土地利用計画等	
		既定計画	今回計画（変更：赤字）
施策1 広畑地区におけるバルク貨物取扱い機能の強化			
広畑地区において、未整備の公共岸壁を整備し、バルク貨物取扱い機能を強化	未整備の公共岸壁（-14m 延長280m 1バース）については既定計画通りとする。	○公共埠頭計画（広畑地区） 岸壁-14m（延長560m 2バース） 岸壁-7.5m（延長130m 1バース） 埠頭用地 14.5ha 未整備施設 岸壁-14m（延長280m 1バース） 埠頭用地 5.9ha	既定計画通り
臨港道路網干沖線の整備	広畑地区公共埠頭のアクセスを改善し、利用を促進するための道路として臨港道路網干沖線を位置づける。 臨港道路吉美線については、当初計画時の効果が見込めないため計画を削除する。	臨港道路網干沖線 2～4車線 臨港道路吉美線 2車線	臨港道路網干沖線 2～4車線 臨港道路吉美線 計画削除予定 公共埠頭の配置、土地利用等から、臨港道路の規模については検討中（必要に応じて車線数等を変更）。
臨海部の道路ネットワークの強化	-	-	-
施策2 須加地区におけるコンテナ取扱い拠点の形成			
神戸港間の内航コンテナ貨物を取り扱える埠頭の整備（コンテナ専用埠頭）（広畑地区、浜田地区）	浜田地区と広畑地区でコンテナ貨物の取扱いを見込むが、コンテナ貨物だけではなくバルク貨物との併用を見込んでいることからコンテナ専用埠頭には変更せず既定計画通りとする。	コンテナ専用埠頭として位置づけ無し	広畑地区と浜田地区でコンテナ貨物の取扱いを見込む
須加地区でのコンテナ取扱い拠点形成については超長期的な課題として対応	-	-	-
施策3 物流の円滑化を図る道路整備の推進			
(再掲) 臨港道路網干沖線の整備 (再掲) 臨海部の道路ネットワークの強化	-	-	-
施策4 工場・物流施設等の立地を促進 , 施策5 エネルギー拠点にも利用できる場を確保			
開発空間の確保(浜田、網干沖、広畑地区)	臨海部への土地需要に対応するため、浜田地区、網干沖地区、広畑地区に工業用地を確保する。 広畑地区は低未利用地の活用促進	○土地利用計画 【浜田地区】（埋立造成） 海面処分用地 17.7ha 港湾関連用地 5.3ha 【網干沖地区】（埋立造成） 港湾関連用地 23.0ha 都市再開発用地 11.2ha 【広畑地区】 港湾関連用地 24.3ha	○土地利用計画 【浜田地区】（埋立造成） 工業用地 23.0ha 【網干沖地区】（埋立造成） 工業用地 34.2ha 【広畑地区】 工業用地 24.3ha

港湾計画への位置づけ

広畑地区において、未整備の公共岸壁を整備し、バルク貨物取扱い機能を強化（広畑地区）
臨港道路網干沖線の整備



背景・計画内容

【公共埠頭】

今後の貨物取扱需要を踏まえると、広畑地区においては55,000DWT級の船舶を利用した鉱産品の輸入が見込まれ、既設の-14m岸壁・1バースだけでは利用が逼迫することが想定される。そのため、未整備の公共岸壁については既定計画通り（-14m岸壁 延長280m 1バース）とする。

【臨港道路網干沖線】

広畑地区の公共埠頭へのアクセス道路は1路線しか無いという、背後の国道250号等の東西幹線が慢性的に渋滞することから、周辺企業からの整備要望も非常に多い。そのため、広畑地区の公共埠頭へのアクセス改善、集貨促進のための臨港道路として引き続き港湾計画に位置づける。

【臨港道路吉美線】

臨港道路吉美線は、既定計画では吉美地区で取り扱っている貨物を広畑地区、網干沖地区にシフトするための道路として位置づけられているが、今回、吉美地区から広畑地区への貨物のシフトを想定しないことや、網干沖地区の埠頭計画を削除することから計画を削除する。

開発空間の確保（浜田、網干沖、広畑地区）

既定計画



今回計画



背景・計画内容

【浜田地区】

製造業等の土地需要に対応するため、海面処分用地と港湾関連用地の一部を工業用地として利用。

【網干沖地区】

既定計画では「輸入砂」を取扱う港湾関連用地として位置づけていたが、現状では「輸入砂」の取扱いが見込めないことから、製造業等の土地需要に対応するため、港湾関連用地を工業用地に変更する。都市再開発用地については、引き続き住工混在の解消に資する開発空間として位置づける（港湾計画上、都市再開発用地という名称がなくなったため、名称を工業用地に変更）。

【広畑地区】

低未利用地の利活用促進を図るため、引き続き既存の工業用地の活用を促すとともに、港湾関連用地を工業用地に変更する。

(2) その他

地区	項目	既定計画	今回計画(変更:赤字)	備考
浜田	公共埠頭	岸壁-7.5m(延長130m 1バース) 泊地 3.0ha 埠頭用地 0.9ha	未整備 計画削除 計画削除 港湾関連用地 0.9ha(現況利用)	将来の取扱貨物需要が見込まれないため
	防波堤	西防波堤 延長250m(未整備)		
網干沖	公共埠頭等	○公共埠頭計画 岸壁-12m(延長480m 2バース) 岸壁-7.5m(延長260m 2バース) 岸壁-5.5m(延長300m 3バース) ○水域施設計画 網干航路(30,000DWT級、 水深12m、幅員300m) 泊地 28.4ha(水深5.5~12m) 外郭施設計画 吉美東防波堤 延長500m 吉美西防波堤 延長300m 土地利用計画 埠頭用地 27.6ha 緑地 5.4ha	計画削除 計画削除 計画削除 海面処分用地 33.0ha	<p>〔主な施設計画と土地利用計画の方向性(第1回検討会資料) ・網干沖地区の未整備の公共埠頭については計画を見直し〕</p> <p>現行計画では輸入砂等を扱う公共埠頭としての位置づけであるが、現状ではその貨物の取り扱い見込みがないため、公共埠頭計画とそれに付随する水域施設計画、外郭施設計画を削除する。 しかしながら、浚渫土砂の処分先としての海面処分用地、さらには土地需要に対応する開発空間として埋立地が必要であることから、埠頭用地の土地利用計画については海面処分用地に変更する。</p>
網干	専用施設	水深5.5m 延長110m(未整備)	既定計画通り	企業の意向
	土地利用	工業用地 0.4ha(未整備)	既定計画通り	
広畑	土地利用	都市再開発用地 27.7ha(未整備)	工業用地 27.7ha	企業の意向 土地利用の区分を変更(都市再開発用地 工業用地)
	危険物取扱施設	水深5.5m ドルフィン2バース(未整備)	計画削除	企業の意向(整備予定なし)
	航路	広畑航路 水深17m 幅員400m (うち幅員350m完了)	既定計画通り	企業の意向
	専用施設	水深7.5m 延長300m(未整備)	既定計画通り	
	泊地	泊地 水深17m 面積11.7ha(未整備)	既定計画通り	
飾磨	土地利用	交流拠点用地 3.6ha	工業用地 3.6ha	交流拠点用地を現況の土地利用に変更
中島	土地利用	埠頭用地 12.9ha	埠頭用地 16.6ha	工業用地を埠頭用地に変更
	緑地	緑地 1.8ha	緑地 1.6ha	
	専用施設	水深9m 延長200m(一部供用)	既定計画通り	企業の意向
	泊地	泊地 水深9m 面積3ha(未整備)	既定計画通り	
妻鹿日田	危険物取扱施設	水深4.5~8m ドルフィン5バース(未整備)	計画削除	企業の意向(整備予定なし)
	防砂堤	防砂堤 延長600m(未整備)	既定計画通り	企業の意向

2. 交流・生活

(1) 主な施設計画と土地利用計画

主な施設計画と土地利用計画の方向性 第1回検討会 資料3	港湾計画への反映	施設計画・土地利用計画等	
		既定計画	今回計画(変更:赤字)
施策1 地域内外の人々の交流・にぎわい空間の創出			
姫路市中央卸売市場の移転予定地の土地利用計画を変更	移転予定地の土地利用計画(工業用地)を削除	○土地利用計画 【妻鹿地区】工業用地 10ha	○土地利用計画 【妻鹿地区】 土地利用計画削除
地域内外の交流促進を図るソフト施策の推進	-	-	-
施策2 港と内陸部市街地のアクセス利便性の向上			
(再掲) 地域内外の交流促進を図るソフト施策の推進 港と内陸部市街地へのアクセス利便性の向上を促進	-	-	-
施策3 姫路港の特色を活かした海のエントランス整備			
交流拠点の再開発の推進	ポートセンターから旅客船ターミナル、クルーズ船発着所に至るエリアを「利用形態の見直しの必要な区域」として設定する。	位置づけ無し	【飾磨・須加地区の一部】 利用形態の見直しの必要な区域
旅客船埠頭計画を位置づけ	クルーズ需要の増加に対応するため、旅客船埠頭計画(一般貨物と併用)を位置づける。	位置づけ無し	○旅客船埠頭計画 【須加地区】 岸壁-10m(延長380m 1バース)
(再掲) 須加地区でのコンテナ取扱い拠点形成については超長期的な課題として対応	-	-	-

港湾計画変更概要

姫路市中央卸売市場の移転予定地の土地利用計画を変更



工業用地の土地利用計画を削除(約10ha)

交流拠点の再開発の推進
旅客船埠頭計画を位置づけ

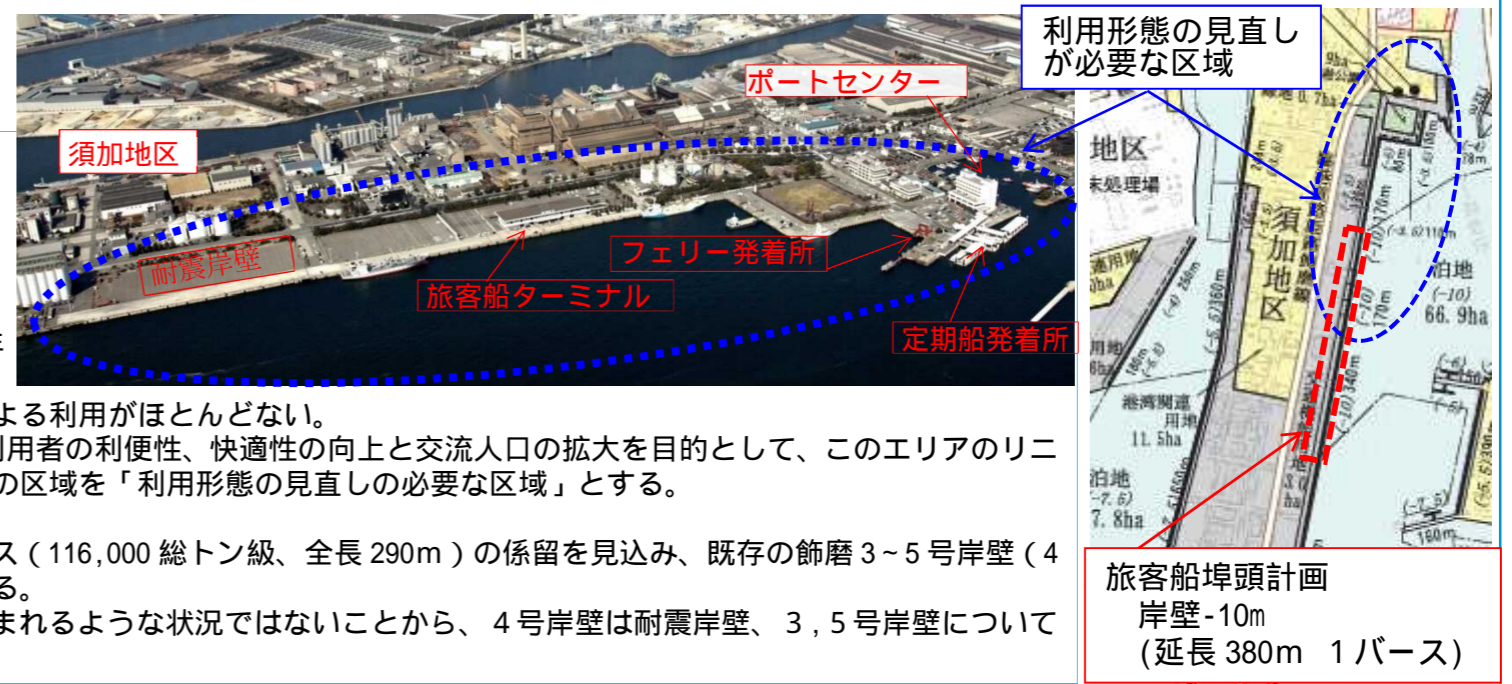
背景・計画内容

【利用形態の見直しの必要な区域】
定期旅客船やクルーズ船が発着するこのエリアには、レクリエーション施設や食事をする施設がなく、姫路港自体は憩い楽しむ場として利用されていない。また、切符売場や待合所などが入居するポートセンターは築40年以上で老朽化し、旅客船ターミナルについては展示会としての利用が主で、クルーズ客による利用がほとんどない。

そのため、来年度(H29年度)から旅客船利用者の利便性、快適性の向上と交流人口の拡大を目的として、このエリアのリニューアル計画策定に着手する予定であり、この区域を「利用形態の見直しの必要な区域」とする。

【旅客船埠頭】

誘致を進めているダイヤモンド・プリンセス(116,000総トン級、全長290m)の係留を見込み、既存の飾磨3~5号岸壁(4号は耐震岸壁)に旅客船埠頭計画を位置づける。
大型クルーズ船の入港が年何十回も見込まれるような状況ではないことから、4号岸壁は耐震岸壁、3,5号岸壁については一般貨物と併用する。



利用形態の見直しが
必要な区域

旅客船埠頭計画
岸壁-10m
(延長380m 1バース)

(2) その他

地区	項目	既定計画	今回計画(変更:赤字)	備考
網干沖	臨港道路	臨港道路網干沖南1号線 2車線 (未整備) 臨港道路網干沖南2号線 2車線 (未整備)	既定計画通り	緑地等へのアクセス道路
	緑地	緑地 18.6ha (工事中(一部未着手))	既定計画通り	緑地、修景緑地
網干	小型船だまり	航路 水深2m 幅員70m (未整備)	既定計画通り	漁船、プレジャーボートの航行安全を確保
飾磨	緑地	緑地 1ha (未整備)	既定計画通り	緑道
福泊	小型船だまり	物揚場 水深2m 延長88m (うち44m既設) 船揚場 延長15m 埠頭用地 0.3ha (うち0.1ha既設) } (未整備)	既定計画通り	漁業施設、アクセス道路
	臨港道路	臨港道路福泊港線 1車線 (未整備)	既定計画通り	
的形	マリーナ	小型栈橋 5基, 物揚場 水深3m 延長150m 船揚場 延長30m, 泊地 6ha、 防波堤 延長790m, 防砂堤 延長120m レクリエーション施設用地 23.5ha, 緑地 2.7ha	計画削除	<p>〔主な施設計画と土地利用計画の方向性(第1回検討会資料) ・的形地区のマリーナ計画を見直し〕</p> <p>経済情勢の変化や少子高齢化進展等に伴い、マリナーの市場規模が縮小傾向にあることから、マリーナ計画を削除する。</p>
全体	放置等禁止区域		新規	港湾法に基づき位置づけられた放置等禁止区域を位置づけ(水尾川、元川、中川、揖保川、夢前川、船場川、野田川、的形地区公有水面、大津茂川、八家川)

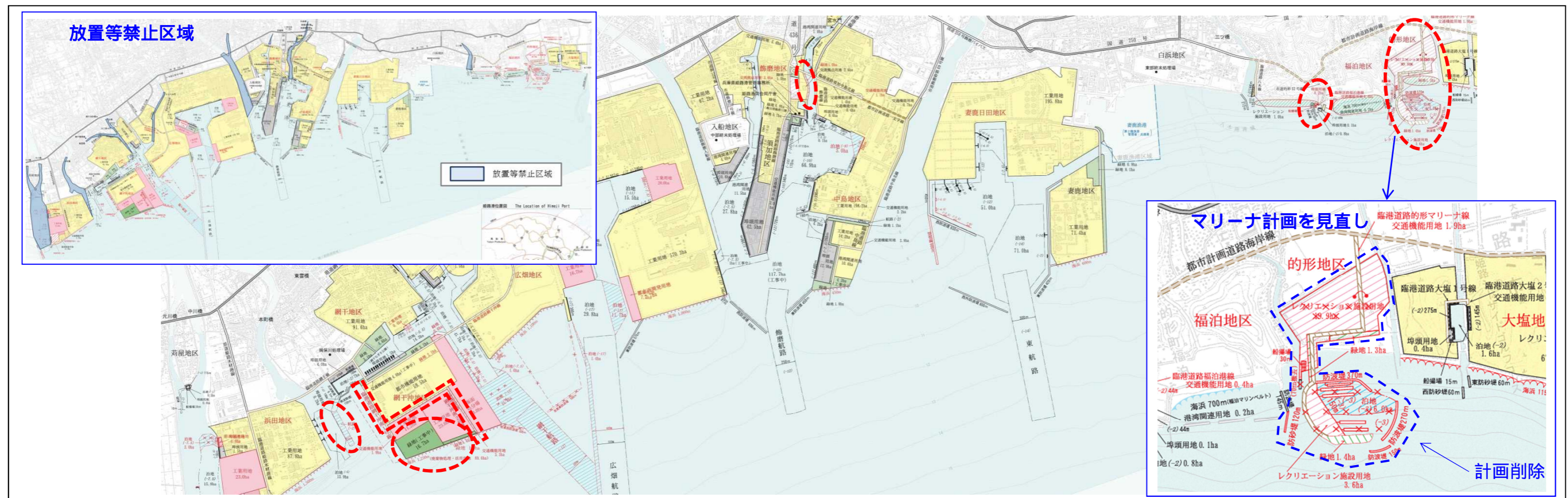


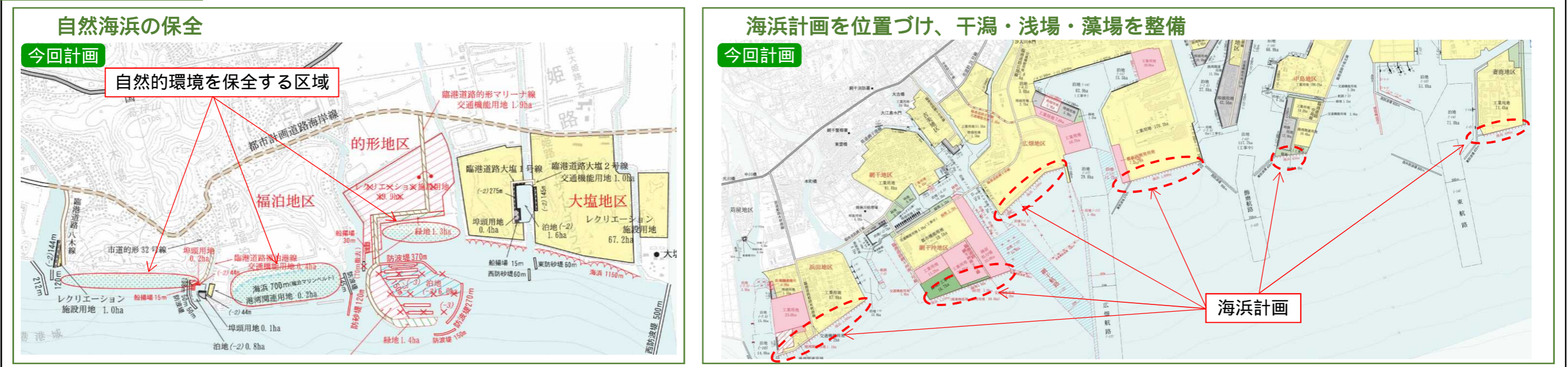
図 その他変更箇所等位置図

3. 自然・環境

(1) 主な施設計画と土地利用計画

主な施設計画と土地利用計画の方向性 第1回検討会 資料3	港湾計画への反映	施設計画・土地利用計画等	
		既定計画	今回計画(変更:赤字)
施策1 神戸港間の内航フィーダー輸送の促進 (モーダルシフト)			
(再掲) 神戸港間の内航コンテナ貨物を取り扱える埠頭の整備(広畑地区、浜田地区) (再掲) 臨港道路網干沖線の整備	物流・産業編に記載	物流・産業編に記載	物流・産業編に記載
モーダルシフトのための施策の推進	-	-	-
施策2 循環資源の取扱い拠点として機能強化			
循環資源の適正な取扱いを促進	-	-	-
施策3 自然環境の保全・創出を推進			
自然海浜の保全	姫路港に残されている貴重な景勝、海浜を保全するために、福泊地区・的形地区に「自然的環境を保全する区域」を位置づけ。	-	【白浜地区・的形地区の沿岸部】 自然的環境を保全する区域
海浜計画を位置づけ、干潟・浅場・藻場を整備	干潟・浅場・藻場の造成による自然環境の創出を図るため、浜田、網干沖、広畑、中島、妻鹿地区に海浜計画を新たに位置づけ。既定計画はそのまま位置づけ。	【大塩地区の沿岸部】 海浜 1,150m (未整備)	【浜田地区の沿岸部】 海浜 1,500m 【網干沖地区の沿岸部】 海浜 1,250m 【広畑地区の沿岸部】 海浜 2,100m 【中島地区の沿岸部】 海浜 450m 【妻鹿地区の沿岸部】 海浜 600m 【大塩地区の沿岸部】 海浜 1,150m
施策4 内陸の環境改善に資する土地の確保			
(再掲) 内陸部の住工混在解消に資する工場移転用地の確保	物流・産業編に記載 (開発空間の確保)	物流・産業編に記載 (開発空間の確保)	物流・産業編に記載 (開発空間の確保)

港湾計画変更概要



4. 安全・安心

(1) 主な施設計画と土地利用計画

主な施設計画と土地利用計画の方向性 第1回検討会 資料3	港湾計画への反映	施設計画・土地利用計画等	
		既定計画	今回計画(変更:赤字)
施策1 南海トラフ巨大地震を想定した大阪湾のバックアップ機能の確保 , 施策2 災害時の内陸部・家島諸島等への人・生活物資輸送の確保			
耐震強化岸壁の適正な配置を検討	改訂された臨海部防災拠点マニュアル(H28.3)で耐震強化岸壁の必要規模を算定した結果より、既定計画通りとする(対象地域:姫路市、たつの市、太子町)。	○大規模地震対策施設 【須加地区】 岸壁-10m(延長170m 1バース) 臨港道路姫路飾磨線 (起点 須加地区公共埠頭 終点 国道250号)	既定計画通り
港湾BCP策定	-	-	-
施策3 戦略的老朽化対策を実施			
将来の老朽化対策・維持管理を見据え、施設計画の見直しを検討	浜田地区の老朽化対策未実施の既存-7.5m岸壁の配置変更については、今回の港湾計画変更での対応を見送る。	○公共埠頭計画 岸壁-7.5m(延長130m 1バース)	既定計画通り
	「(交流・生活編) 交流拠点の再開発推進」に際しては、老朽化対策等が必要なポートセンター(管理者:(株)姫路ポートセンター)の適正規模、適正配置も合わせて検討する。	交流・生活編に記載	交流・生活編に記載

港湾計画変更概要

耐震強化岸壁の適正な配置を検討



背景・計画内容

姫路港背後の広域防災拠点である「手柄山中央公園」の半径15kmエリアの避難者を対象に、緊急物資必要量・必要バース数を再度算出し、既定計画(-10m岸壁 延長170m 1バース)で対応可能であることを確認(緊急物資必要量には家島諸島向けの貨物を考慮)。

<参考>

浜田地区の既存バース(水深-7.5m 延長130m)の配置変更について(第1回検討会で例示)

老朽化対策実施の際に検討



背景・計画内容

第1回検討会において、埋立計画がある浜田地区-7.5m岸壁の老朽化対策に際しては、ライフサイクルコスト低減の観点から移設を含めて検討することを提案した。しかしながら、既存の-7.5m岸壁は現時点では老朽化対策が必要な施設として計画されていないため、将来老朽化対策が必要となった際に、移設、原位置での改良の費用比較を行い、移設する方が有利であれば港湾計画を変更し事業化を図ることとした。

なお、他の施設についても老朽化対策の実施に際しては、施設の廃止・転用・集約を考慮し、必要に応じて港湾計画を変更する。

6. 港湾計画図変更(案)

